

京都市告示第 386 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）美観地区を変更するので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 16 年 12 月 20 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 美観地区の名称

御所美観地区、洛央美観地区

2 都市計画を変更する土地の区域

別紙のとおり

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

（都市計画局都市企画部都市計画課）

(別紙)

京都市中京区塗師屋町，西押小路町，船屋町，左京町，高田町，柊町，竹屋町，扇屋町，虎石町，橋町，守山町，上白山町，亀屋町，上本能寺前町，鍛冶町，式阿弥町，壺屋町，宮木町，三坊西洞院町，津軽町，神明町，長浜町，円福寺町，柿本町，宗林町，御倉町，橋東詰町，三条油小路町，烏帽子屋町，骨屋町，越後町，六角油小路町，鯉山町，橋弁慶町，亀屋町，山田町，山伏山町，占出山町，三文字町，空也町，西錦小路町，天神山町，藤西町，藤本町，蟻螂山町，炭之座町，小結棚町，観音堂町，菊水鉾町，車屋町，笹屋町，曇華院前町，綿屋町，亀甲屋町，丸木材木町，木之下町，柳八幡町，菊屋町，松下町，姉大東町，中白山町，大文字町，梅忠町，三文字町，堂之前町，御射山町，一蓮社町，元竹田町，元法然寺町，阪東屋町，西魚屋町，中魚屋町，八百屋町，瀬戸屋町，東魚屋町，西大文字町，柵屋町，鍛冶屋町，大日町の一部

京都市下京区西綾小路西半町，西綾小路東半町，高野堂町，石井筒町，芦刈山町，妙伝寺町，新釜座町，矢田町，四条町，鶏鉾町，善長寺町，白楽天町，童侍者町，釘隠町，山王町，骨屋町，小泉町，上金仏町，天使突抜二丁目，八幡町，月見町，布屋町，材木町，小田切町，長刀切町，阪東屋町，御供石町，高砂町，竹屋之町，元悪王子町，神明町，高材木町，綾材木町，相之町，徳正寺町，塩屋町，八文字町，大寿町，足袋屋町，貞安前之町，扇酒屋町，上柳町，高橋町，燈籠町，因幡堂町，大堀町，玉屋町，深草町，万寿寺中之町，朝妻町，亀屋町，官社殿町，俵屋町，柏屋町，堅田町，本神明町，下鱗形町，安土町の一部